

高知市鏡鉦山採掘計画調整会議設置要綱を次のように定める。

令和3年2月1日

高知市長 岡崎 誠也

高知市鏡鉦山採掘計画調整会議設置要綱

(設置)

第1条 四国鉦発株式会社による入交鏡鉦山の採掘の計画（以下「鏡鉦山採掘計画」という。）に係る周辺環境及び地域住民に関する課題等の庁内横断的な課題について情報の共有を図り、当該課題の解決に向けて調整するため、高知市鏡鉦山採掘計画調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について情報共有、協議、調整等を行うものとする。

- (1) 鏡鉦山採掘計画に係る課題の解決に向けた調整に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、調整会議の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は商工観光部副部長の職にある者をもって充て、副委員長は鏡地域振興課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、調整会議を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 調整会議の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第5条 調整会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、商工観光部商工振興課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、委員長が調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月6日から施行する。

別表

政策企画課長 防災政策課長 財政課長 管財課長 暮らし・交通安全課長 新エネルギー・環境政策課長
環境保全課長 商工振興課長 農林水産課長 耕地課長 都市計画課長 道路管理課長 道路整備課長 河川
水路課長 上下水道局浄水課長 学校環境整備課長